

合併市町村の振興等に関する提言

合併市町村における円滑な行政運営と計画的な地域振興等を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 合併市町村における円滑な行政運営と計画的な地域振興を図るための事業が実施できるよう、合併市町村特有の財政需要をかんがみ、適切な財政措置を講じること。
2. 合併特例債については、災害発生による事業の延期や見直し、近年の著しい建設コストの増や人材不足に伴う入札の不調、事業実施に当たっての住民との合意形成の遅滞等により、大幅な遅れが生じているなどの実情を踏まえ、特例期間を延長すること。